

## 家庭用室内ブラインドひもに関する JIS 制定

- 子どもの安全性向上のために -

平成 29 年 12 月 20 日

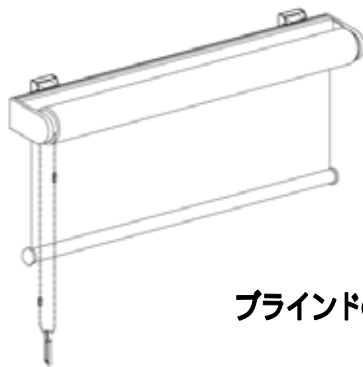
家庭用室内ブラインド(以下、「ブラインド」と言う。)のひも(コード)は、偶発的に子どもの首に絡まるなどして事故原因になる懸念があります。こうした子どもの首に絡まるリスクを最小限に抑えるため、JIS A4811「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項 - 子どもの安全性」を制定しました。

### 1. 制定の必要性と背景

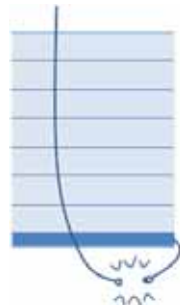
2014 年、東京都が実施した調査によると、2007 年から 2013 年までの 7 年間に国内でブラインド及びカーテンのひもに起因した子どもの事故事例が 6 件(うち、死亡事故は 1 件)あったことが報告されています。一方、海外の米国や英国等では、ブラインドひもの子どもの安全性に関する規格が既に制定されていますが、国内では警告表示などの業界自主基準は存在するものの公的規格がなかったことから、JIS 化が求められていました。

### 2. 主な規定内容

JIS の要求事項は、「子ども(6 才未満)が背伸びして手が届く範囲にひもがないこと」、「ひも等によって形成されるループ(輪のような形の閉構造)が子どもの顎の高さまで無いこと」、「子どもの頭部が挿入可能なループが無いこと」、「一定の荷重によって、ひもが分離する機能(セーフティジョイント: 右下図参照)を持つこと」等、少なくともどれか 1 つを満たすよう規定しています。また、これらの要求事項には具体的な数値を定め、日本の 6 才未満の子どもの身体寸法を基に安全率を考慮して決めています。



ブラインドの例



セーフティジョイントの例

### 3. 使用者が注意すること

子どもの手が届く高さにひもがなかったとしても、近くにベッドやソファがある等、使用環境によって子どもの首に絡まるリスクが高まってしまいます。このようなリスクを低減するためには使用者も注意する必要があります。このため、JIS ではその旨を取扱説明書等にわかりやすいイラストを含め記載するよう求めています。

日本工業標準調査会 (JISC) の HP (<http://www.jisc.go.jp/>) から、

「JIS A4811」で JIS 検索すると本文を閲覧できます。

関連規格 JIS L4129 (子ども用衣料の安全性 - 子ども用衣料に附属するひもの要求事項)

【担当】産業技術環境局 国際標準課 (03-3501-9277、内線 3423)

(課長) 藤代 尚武 (担当) 永田 邦博 星 純